

會學濟經學大國帝都京

# 叢論經濟

號二第 卷二十二第

行發日一月二年五十正大

## 論叢

國際課税の主義論争……………法學博士 神戸 正雄

單一税の實現性……………法學士 汐見 三郎

純正現象學の方法論及び問題論…文學博士 米田庄太郎

萬民經濟交通の發展……………法學士 作田 莊一

## 時論

勞働爭議調停法案に就て……………法學博士 河田 嗣郎

## 說苑

露國金融制度の變遷……………經濟學士 谷口 吉彦

スミスの植民地觀に關して……………法學博士 山本美越乃

再び矢内原教授に應ふ…………………………

## 雜錄

神社救貧制度の一例……………經濟學士 黒正 巖

## 法令

營利職業紹介所事業規則

(禁轉載)

# 雜 錄

## 神社救貧制度の一例

——作州湯原村の神馬講座——

黑 正 巖

### 一 はしがき

我國の神社が極めて古い起原を有し、上古の氏族制度の隆興と共に發達したものであり、當時の社會生活上に重大の意義を有せしことについては何人も異論をさしはさまないであらう。元來神社は血縁團體たる氏族の共同祖神即ち氏神の祭祀に初まつたものであつて、氏神と氏子との關係は單に祭祀儀禮上の事に止らず、政治上經濟上にも不可分の關係に在つたのである。かくの如く神社は氏族制度の所産であるから、之が特有なる始原的の諸制度は多く共産的色彩を有し又相互扶助を目的とするものである。血

縁團體が次第に崩壞して地縁團體の社會が出現するに至つてから、神社の性質や機能は著しく變化したけれども、神社は依然として地縁團體の生活の中心たるを失はず、團體員は神社に對して平等の地位に立つを原則とした。かの宮座の如き一種の特權團體の出來たのは血縁團體が地縁團體となつた過渡期の遺物にすぎないと思ふ。即ち一の血縁團體が自己の氏神を擁して封鎖的生活を營んで居たのが、血縁外の者が入り來つて地縁を同ふして雜居するに及び、土着の血縁團體の結帯が弛緩して氏族が經濟單位でなくなつたに拘はらず、單に祭祀儀禮上に就きては舊來の通りに他の外來者よりも特權的地位を保持せんとの考から發生した制度である。従て氏子が全然同一血縁に屬するものである場合には、家系の上下によつて神社に對し多少の特權的地位を有したにしても、宮座に屬するものご宮座外のものとの間に存するが如き根本的の差等は存在しなかつた。併し血縁關係が次第に薄らぎ、小家族が經濟の單位となり私有財產權

の發生するに及びて、茲に氏子は純粹なる地縁團體と化し、小家族間に貧富の懸隔を生ずるに至つた。之と同時に神社は經濟上社會上の意義を失つたけれども、祭祀儀禮を通して神社を中心とする相互扶助の精神が色々の形で傳へられて居る。茲に述べようとする岡山縣眞庭郡湯原村大字社の神馬講座なるものは、即ちその最も珍しく且つ興味ある相互扶助の制度の一例である。この制度は夙に地方の文獻には見はれて居るけれども、未だ廣く傳へられて居ないから、私が大正十四年十月に作州地方郷土史料を索めて旅行を試みた際、實地に見聞し且つ數種の文獻に散見せし所によつてその概様を示して見ようと思ふ。

## 二 神馬講座の概様

神馬講座(又は神座)は岡山縣眞庭郡湯原村大字社に鎮座する縣社形部神社(祭神久多神、神阿祁姬命)の合殿縣社佐波良神社(祭神佐波良神)の所屬である。佐波良神社は古くより一頭

する爲めに田地約六反(收穫米約三十俵)及び畑地二反(大豆若干)の社地を所有する。尙ほ同社は鳥居の側らに神馬舎(梁行一間一尺五寸、桁行二間三尺松茸)并に農舎(梁行二間五間、桁行六間三尺五寸茅葺)の二棟の神社營造物を有す。農舎は、神馬を飼養し之を以て祭禮に奉仕する氏子民が之に居任して、右の神田畑を耕作經營する所である。その構造はこの地方の農家と異なるなきも規模比較的に大きく且つ用材等も仲々立派である。神馬舎は以前は厩舎のみであつたが、それでは神馬が運動不足となるのみならず、神馬には及物を一生あてる事が出来ないのが、蹄が甚しく延び遂に歩行が困難となるから、舎前に石疊を作りて時々遊歩する様にした。神馬は仔馬から育て上げて養ひ殺しにするのである。

神馬講座といふのは即ちこの神田畑を耕作し兼ねて神馬を飼養して祭禮に奉仕する事を目的とする團體であつて、その發生の原因等より見る時は一種の宮座である。併し之は普通の宮座

と異り、單なる祭祀儀禮上の團體ではなくして、團體員の貧窮なるものを救濟するの手段として用ひられて居る。現今行はれて居る神馬飼養者の選定は三年毎に氏子民が會合して之を行ふ。そして氏子内で最も貧乏であると認められた者が選舉せられる。但し如何に貧乏なりと雖も一戸を構へた夫婦者でなければ被選資格を有せず、獨身者は選舉に與らない。そして一旦選舉せられた者は忌服に遭遇しない限りは選舉を拒む事が出来ない。選舉せられた者は必ず一家眷屬を舉げて自分の住居を閉鎖し以て農舎に轉居し、三年の間神田島を耕作經營しその收穫する所を以て神馬を飼ひ、一年三回の祭禮には神馬を率ひて神輿の渡御に扈從するの義務を有す。三年の後には新に村中の最貧者が選ばれて神馬の飼養者となるのである。

### 三 神馬講座の沿革

神馬講座の起原并に沿革は詳かでないが、餘程古き山來を有するものと思はる。形部神社所藏の古文書中に、永祿九年九月七日貞尙といふ

者より美甘助右衛門に宛てたる「大庭郡社村之社帳馬覺」と記したる八社の祠官渡邊土佐守の寫したる記録がある。その一節には次の様な事が記されてある。

『此社村の内大社と申所に佐波良神社形部神社と申す社二組内に齋まり御座敷一つ二神社御座候、年々祭禮仕候、御弓一挺御ほこ二本宮屋敷縦三十五間程横二十五間程、但し佐波良神社以前より只今迄生之神馬たて申し候、何の御代より立初申候も様子不存候』

即ちこの記事は佐波良神社の神馬に關するものであつて、神馬講座そのものにつきては直接に言及されて居ない。又作陽誌大庭郡の編、佐波良神社形部神社の項に於て、「有櫛飼馬、巨古今無斷」とあり、更に櫛飼神馬の條に於て、「佐波良神馬也、祝部畜之、菽豆非以飼大養不能啗、放牧于野不令出六地藏(地名)西、若發其界則不得復用爲神馬、蓋古例也」とある。之等の記事も矢張り單に神馬に就いて述べて居るにすぎない。併しこの神馬が餘程古き由來を有するもの

であると同時に、特に佐波良社の神馬の事が記されて居るのを見ると、この神馬が當時已に何等かの意味に於て重要視されて居たものである事を推察することが出来る。尙ほ茲に所謂祝部が果して職業的なる神主であるか、それとも氏子の者が交替で臨時に祝部となるものであるかは明記されて居ないけれども、次に述ぶるが如く社村の神座に關する記事より推論する時は、祝部は職業的神主でない事が明かである。

元來美作國には延喜式内社が十一社あるが、その内の八社がこの社村に集中して居る。この現象は我國古代の氏族制度并に神祇史の研究上最も重要な問題である。即ち古き氏族が夫々自己の氏神を擁して獨立の團體を成して生活せし遺物であらう、それが後には相融和して八社が何れも、社村といふ地縁團體の共同の氏神となつたものと思はれる、殊に形部社と佐波良社とが合殿となつて居るなどは、恐らく勢力關係や經濟關係よりして合併されたものであらう。今日では形部社のみが可なり立派な社殿を有す

るも、他の六社は皆極めて貧弱なものであつて、式内社とも思はれぬ有様である。併し各社共今日に至る迄依然として各々神座がある。神座は祝部を選任して特別の祭祀をなす、之は即ち宮座である。昔は餘程嚴格に神座の式は行はれたと見わ、祝部は神馬講座に於けると同じく、神田のほどりに結廬して之を耕作し祭禮に奉仕した。その家に喪があれば則ち退き他の者が新に選任せられて祝部となるを常とした。作陽誌は神座について次の如く記して居る。

「神座、神官之名八社皆有神座各幹其所夏之神靈、所謂祝部者是皆廬神田之側耕種其田以充祭夏、若家内有喪則舉家亟遷他去不敢少踟躕鄉人來集運出家中之物織介無遺焉、神座既闕則神主父老齋戒沐浴會其所闕之社前闕新撰定神座使氏子之内慳神旨者遷其家以奉祀焉」

茲に所謂神座は宮座にしてその祝部は宮座の當番者にすぎず、職業的神主でない事は明かである。只佐波良社の祝部は他の神社と異り、單に神田の耕作のみならず、神馬をも飼養するの

義務があつたに止り、本質的に見て神馬講座は他の神座と何等異なる所はなく、従て神馬を飼養する祝部又は舍人と稱せらるゝ者も矢張り非職業的のものであつたと思ふ。併し乍ら一般の神座の當番となるものは必しも最貧者に限るといふ譯けではないが、神馬の祝部は最も貧乏人でなければならぬ。神馬の祝部は貧乏人に限るといふ制度は何時の頃から起つたかは明かでないけれども、社村は元來貧乏な村であるから氏子民は祝部となつて神田を耕作する事は、舊に祭祀上の希望を充たしうるのみならず、更に經濟上にも極めて望ましき事であつたに違ひない。作陽誌にも「居民素貧乏而能事手神祭、法度雖古之什一尙班々而存者頗可觀焉、豈仁孝禮讓之境哉」とある。かくの如き事情よりして氏子内の成るべく貧乏な人間を選擧して祝部とする様になつたのであらう。他の神座は普通の宮座として純粹の祭祀上の意義を脱しなかつたけれども、佐波良社の神馬は多くの神田畠を有するのでその神座が變じて救貧施設に轉化して行つた

ものと思はる。

#### 四 餘 言

神馬に附屬する神田畠の收穫は、一頭の神馬を飼養するには有り餘るのである。又この地方には牧畜耕種の爲めに設けられた草山があるもので、村民として之に出入し神馬に與ふべき下草を採取する事が出来るし、又下木を神馬に踏ませて之を堆肥とし以て神田畠の耕作に利用し得るのである。殊にこの神田畠には公課を要せず、一年僅かに十圓餘を村が、りとして納める丈けである。然かも神馬には神田畠から收穫した穀物等は殆ど與へないさうであるから、收穫の殆ど全部を獲得する事が出来る。三年の後は祝部となつた者は多少の餘裕を貯へる様になる。即ちこの村の者は貧乏のどん底に陥れば、とに角三年の間は無償で六反餘の田地の收穫を自分のものとする事が出来るのである。従て彼等は最低生活を保障せられて居る譯けである。村落が神社を中心としてかくの如き救貧制度を有する時は、村民が貧乏したゝめに郷閭を去

るが如き悲惨事は之を防止する事が出来るであらう。又村民が相互扶助の精神に基いて團結するにも甚だ好都合であらう。併し乍ら人間はその最低生活を保障せられて居る時は、努力心を失ふの處がないでもない。社村は元來から有利な生業もなく貧しい山間の僻村であり、孤立した別世界の生活を營んで居るのであるから、救貧制度の弊害は著しく見はれて居ない。又田舎では村の厄介者になり神馬のお蔭で生活するが如きは、今日では各人の希望する所ではない。已むを得ざる事情で貧乏した者が神馬の祝部を務める様になるのである。

神社に關する種々の制度慣習には興味あり且つ有意義なものが甚だ多い。之等は温い相互扶助の精神の發露である。之を以て古い時代の遺物とし現代社會に容れないものとして之を看過すべきではない。之を合理化し、改良して行けば特に我國農村生活の改善發達に多大の貢獻をなしうるであらう。直譯的な歐米の制度を人工的に移植するよりも、斯の如き我國固有の古き

制度を合理的に復興する方が遙に有效であると私は信ずる。

尙ほ美作國は最近まで交通が甚だ不便にして殆ど孤立の状態に在つたので、土俗の方面から見て種々の興味ある事例が殘存して居る様である。例へば宮座が殆ど凡べての神社に存するし、又立合祭と稱して或る一定地域内に於ける各神社が同時に祭禮をなし、その最も由緒ある神社の神輿が他の神社の神輿を迎へに出かけ、之等の神輿が祭日の期間一所に居るといふ慣例が所々にある。之は私が昨秋美作西部を旅行した際に會々秋祭だつたので之に遭遇した。之等の事柄の研究は未だ試みないが、必ずや面白い事實が見出されるであらう。終りに私の研究旅行中、種々の便宜を與へられたる勝山警察署長湯淺立太郎氏、形部神社々司中田佐一郎氏の好誼を感謝す。(二月五日)